

東日本硝子業厚生年金基金の年金給付 【支給繰上げ制度に関するご案内】

国の老齢厚生年金等の支給開始年齢が生年月日に応じて61歳から65歳に引上げられることに伴い、60歳以降国の年金の支給開始年齢到達までの間、年金の繰上げ受給が可能となり、当基金においても同様に支給繰上げ制度を実施しています。

国の老齢厚生年金の「繰上げ」請求を行った場合、同時に老齢基礎年金と当基金の年金も「繰上げ」受給することとなりますので、ご注意ください。

年金の「支給繰上げ」制度のポイント

- ◆ 年金の「繰上げ」請求ができるのは、国の「老齢基礎年金」の受給権(25年)を満たしている方です。お近くの年金事務所にて「繰上げ」受給ができるか必ずご確認ください。
- ◆ 繰上げ受給をした場合の年金額は、繰上げ月数に応じて本来の年金額から一定額が減額されます。
$$\text{減額率} = 0.5\% \times \text{繰上げ月数} (\text{繰上げ請求月から本来の支給開始年齢到達月の前月})$$
- ◆ 当基金も国と同様に、繰上げ受給を行った場合、代行部分およびプラスアルファ部分も繰上げによる減額を行います。
- ◆ 国と基金どちらか一方の繰上げ受給はできません。繰上げ受給される場合は、国の老齢厚生年金・老齢基礎年金と当基金の年金すべて繰上げ受給することとなります。

年金の「支給繰上げ」制度の注意点

- ◆ 繰上げ受給により減額された年金額は、本来の支給開始年齢に到達されても減額後の年金額です。
- ◆ 繰上げ受給は、繰上げ請求月からの受給となります。

(例) 本来の支給開始年齢が61歳の方が、60歳5ヵ月目で繰上げ請求した場合、60歳には遡らず請求月から減額計算され請求月からの受給となります。(減額率：0.5%×7ヵ月=3.5%)

- ◆ 当基金の年金を繰上げ受給する場合、必要書類として国の「年金証書」の写しが必ず必要になりますので、繰上げ受給を請求される際は、先に年金事務所へ繰上げ請求を行ってください。
- ◆ 繰上げ請求した後に、繰上げ請求の取消しはできません。
- ◆ (国) 繰上げ請求前の病気やけがで障害がある場合、繰上げ請求をしていると障害基礎年金を受給できなくなる場合がありますので、必ず年金事務所へご確認ください。
- ◆ (国) 65歳前に遺族年金の受給権が発生した場合、老齢基礎年金と遺族年金のどちらかを選択受給することになります。(多くの場合、遺族年金を選択した方が有利となります)
繰上げ受給している方が遺族年金を選択した場合、繰上げ請求により年金額が減額され減額された年金は遺族年金受給のため65歳めまで全額支給停止となり、65歳以降も減額されたままの年金額を受給することとなりますのでご注意ください。

年金の「支給繰上げ」制度の注意点（お勤めされている方）

- ◆ お勤めされている方が繰上げ請求された場合、減額後の年金額で在職年金のしくみが適用され、給与・賞与額により年金の一部または全額が支給停止されることがあります。（当基金の年金につきましては、当基金の加入事業所以外でお勤めされている方へは在職年金のしくみは適用されません。）
- ◆ お勤めされている方が繰上げ請求を行い、本来の支給開始年齢を前に退職等により被保険者（加入員）資格を喪失した場合、喪失による年金額の改定（繰上げ請求月から喪失までの期間分の年金が増額）は、喪失時点ではなく本来の支給開始年齢到達時に改定されます。（当基金の年金につきましては、当基金の加入事業所以外でお勤めされている方は在職年金のしくみは適用されませんので、年金額の改定はありません）

（当基金の加入事業所へお勤めの方）

【本来の支給開始年齢以後に資格喪失された場合は、2段階に分けて増額改定されます】

- ① 本来の支給開始年齢到達時に繰上げ請求月から支給開始年齢到達までの期間分の改定
- ② 資格喪失時に支給開始年齢到達から喪失までの期間分の改定

当基金の繰上げ請求手続きについて

- ◆ 繰上げ受給を希望される方は、当基金へ繰上げ請求の手続きが必要となります。
- ◆ 当基金の繰上げ請求には、国の「年金証書」の写しの添付が必要となりますので、必ず先にお近くの年金事務所にて繰上げ請求を行ってください。

国の「年金証書」とは・・・

年金事務所にて年金の受給請求を行うと、請求してから2ヵ月後くらいに年金額等が記載された「年金証書」が日本年金機構から送られてきます。

その「年金証書」の写しが基金の繰上げ請求に必要なとなります。

- ◆ 繰上げ受給を希望される方は、当基金の手続き書類をお送りさせていただきますので、当基金までご連絡ください。

（参 考）本来の支給開始年齢・繰上げ減額割合

【支給開始年齢(基金も同様)】

生 年 月 日		支給開始年齢
男 性	女 性	
S28.4.2以前	S33.4.2以前	60歳
S28.4.2～S30.4.1	S33.4.2～S35.4.1	61歳
S30.4.2～S32.4.1	S35.4.2～S37.4.1	62歳
S32.4.2～S34.4.1	S37.4.2～S39.4.1	63歳
S34.4.2～S36.4.1	S39.4.2～S41.4.1	64歳
S36.4.2以降	S41.4.2以降	65歳

【繰上げ請求による減額割合(基金も同様)】

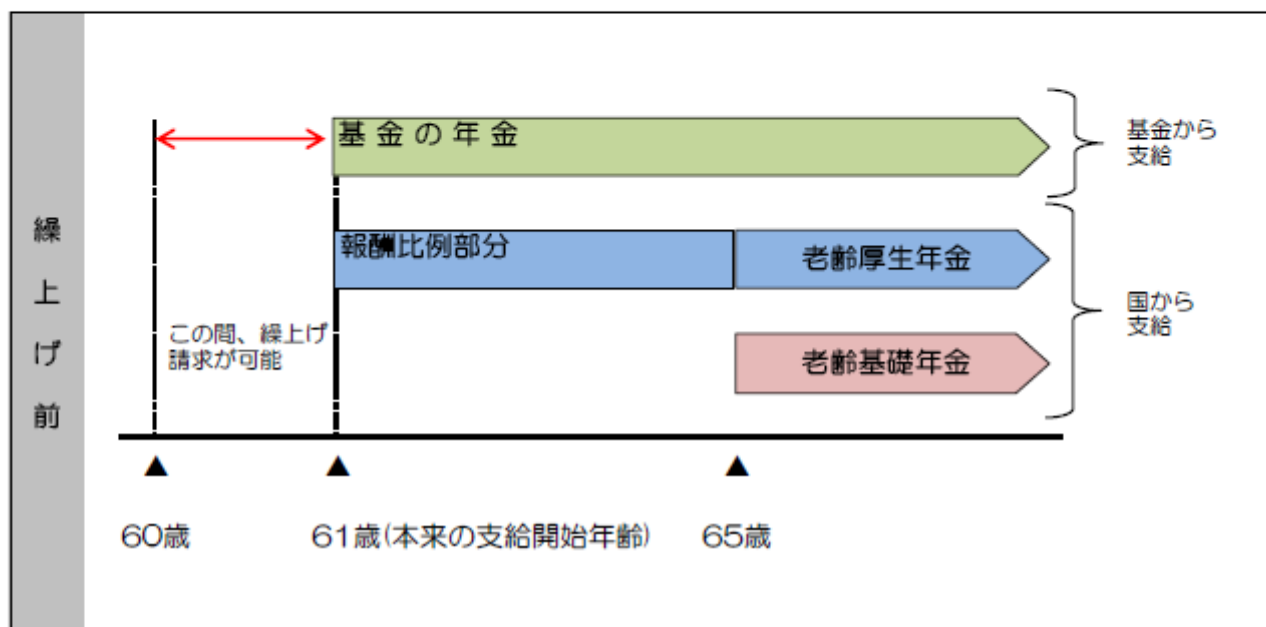
繰上げ月数	本来の年金額から減額される割合
1年(12ヵ月)	$0.5\% \times 12月 = 6\%$
2年(24ヵ月)	$0.5\% \times 24月 = 12\%$
3年(36ヵ月)	$0.5\% \times 36月 = 18\%$
4年(48ヵ月)	$0.5\% \times 48月 = 24\%$
5年(60ヵ月)	$0.5\% \times 60月 = 30\%$

※ 繰上げ請求月により割合は変わってきます。

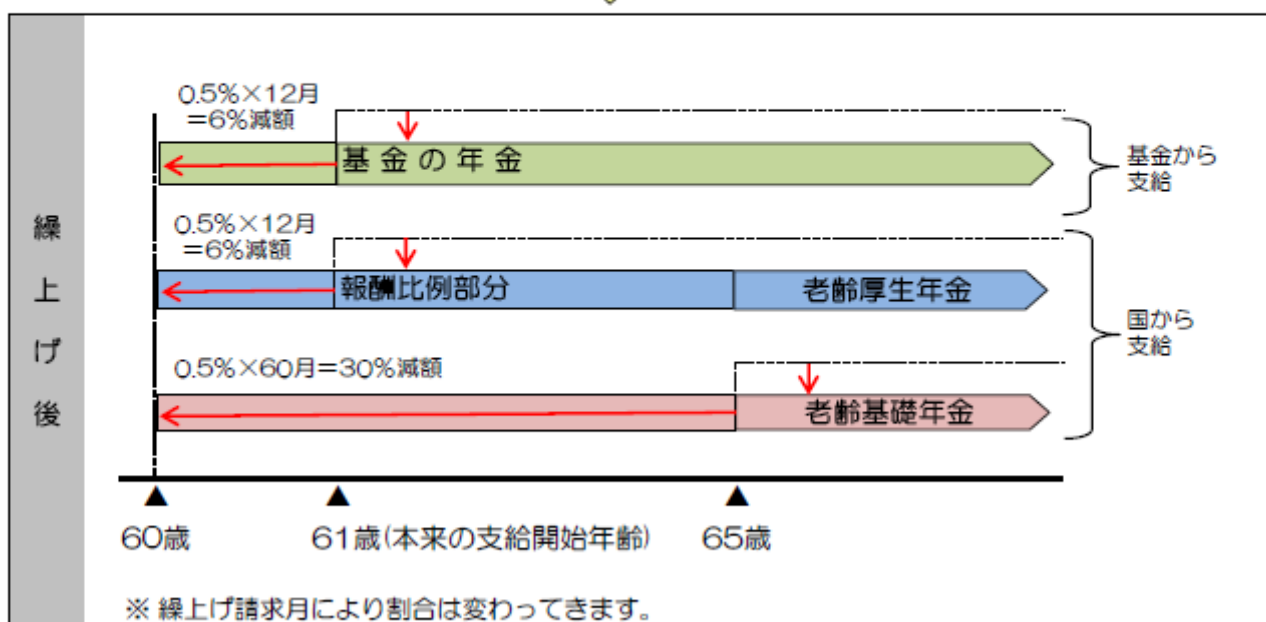
繰上げイメージ

【S28.5.1生まれの男性：本来の支給開始年齢が61歳で60歳時点で支給繰上げ請求を行った場合】

- 老齢基礎年金部分は5年繰上げとなるため、 $0.5\% \times 60\text{月} = 30\%$ 減額
- 報酬比例(老齢厚生年金)部分は1年繰上げとなるため、 $0.5\% \times 12\text{月} = 6\%$ 減額
- 当基金の年金部分は1年繰上げとなるため、 $0.5\% \times 12\text{月} = 6\%$ 減額



60歳に支給繰上
(支給開始を繰上げることで、本来の年金額から一定額を減額)



(参 考) 年金受給総額は約16年後に下回ります

- 年金受給総額で比較した場合、繰上げ受給を開始したときから約16年後に、繰上げしないで本来の支給開始年齢から受給してた場合の年金受給総額を下回ります。

【「繰上げ」受給 年齢別の年金額】

(例) 年金額100万円の方が60歳から繰上げ受給した場合

本来の支給開始年齢	60～65歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
繰上げ開始年齢	繰上げしない	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳
繰上げ月数	0	12ヵ月	24ヵ月	36ヵ月	48ヵ月	60ヵ月
繰上げ減額率	0%	6%	12%	18%	24%	30%
減額後の年金額(円)	1,000,000	940,000	880,000	820,000	760,000	700,000

※ 繰上げ請求月により割合は変わってきます。

【「繰上げ」受給 年齢別の年金受取総額】

	本来の支給開始年齢【61歳】		本来の支給開始年齢【62歳】		本来の支給開始年齢【63歳】		本来の支給開始年齢【64歳】		本来の支給開始年齢【65歳】	
	繰上げなし	60歳から繰上受給	繰上げなし	60歳から繰上受給	繰上げなし	60歳から繰上受給	繰上げなし	60歳から繰上受給	繰上げなし	60歳から繰上受給
60歳	0	940,000	0	880,000	0	820,000	0	760,000	0	700,000
61歳	1,000,000	1,880,000	0	1,760,000	0	1,640,000	0	1,520,000	0	1,400,000
62歳	2,000,000	2,820,000	1,000,000	2,640,000	0	2,460,000	0	2,280,000	0	2,100,000
63歳	3,000,000	3,760,000	2,000,000	3,520,000	1,000,000	3,280,000	0	3,040,000	0	2,800,000
64歳	4,000,000	4,700,000	3,000,000	4,400,000	2,000,000	4,100,000	1,000,000	3,800,000	0	3,500,000
65歳	5,000,000	5,640,000	4,000,000	5,280,000	3,000,000	4,920,000	2,000,000	4,560,000	1,000,000	4,200,000
66歳	6,000,000	6,580,000	5,000,000	6,160,000	4,000,000	5,740,000	3,000,000	5,320,000	2,000,000	4,900,000
67歳	7,000,000	7,520,000	6,000,000	7,040,000	5,000,000	6,560,000	4,000,000	6,080,000	3,000,000	5,600,000
68歳	8,000,000	8,460,000	7,000,000	7,920,000	6,000,000	7,380,000	5,000,000	6,840,000	4,000,000	6,300,000
69歳	9,000,000	9,400,000	8,000,000	8,800,000	7,000,000	8,200,000	6,000,000	7,600,000	5,000,000	7,000,000
70歳	10,000,000	10,340,000	9,000,000	9,680,000	8,000,000	9,020,000	7,000,000	8,360,000	6,000,000	7,700,000
71歳	11,000,000	11,280,000	10,000,000	10,560,000	9,000,000	9,840,000	8,000,000	9,120,000	7,000,000	8,400,000
72歳	12,000,000	12,220,000	11,000,000	11,440,000	10,000,000	10,660,000	9,000,000	9,880,000	8,000,000	9,100,000
73歳	13,000,000	13,160,000	12,000,000	12,320,000	11,000,000	11,480,000	10,000,000	10,640,000	9,000,000	9,800,000
74歳	14,000,000	14,100,000	13,000,000	13,200,000	12,000,000	12,300,000	11,000,000	11,400,000	10,000,000	10,500,000
75歳	15,000,000	15,040,000	14,000,000	14,080,000	13,000,000	13,120,000	12,000,000	12,160,000	11,000,000	11,200,000
76歳	16,000,000	15,980,000	15,000,000	14,960,000	14,000,000	13,940,000	13,000,000	12,920,000	12,000,000	11,900,000
77歳	17,000,000	16,920,000	16,000,000	15,840,000	15,000,000	14,760,000	14,000,000	13,680,000	13,000,000	12,600,000
78歳	18,000,000	17,860,000	17,000,000	16,720,000	16,000,000	15,580,000	15,000,000	14,440,000	14,000,000	13,300,000
79歳	19,000,000	18,800,000	18,000,000	17,600,000	17,000,000	16,400,000	16,000,000	15,200,000	15,000,000	14,000,000
80歳	20,000,000	19,740,000	19,000,000	18,480,000	18,000,000	17,220,000	17,000,000	15,960,000	16,000,000	14,700,000

【お問合せ先】

東日本硝子業厚生年金基金 〒130-0026 東京都墨田区両国4-36-6
 TEL 03-3633-6445 FAX 03-3633-71255 <http://www.glskkn.com>